

令和8年度健康経営顕彰制度について

第6回健康経営推進検討会（7月14日開催）

資料一部抜粋・変更

目次

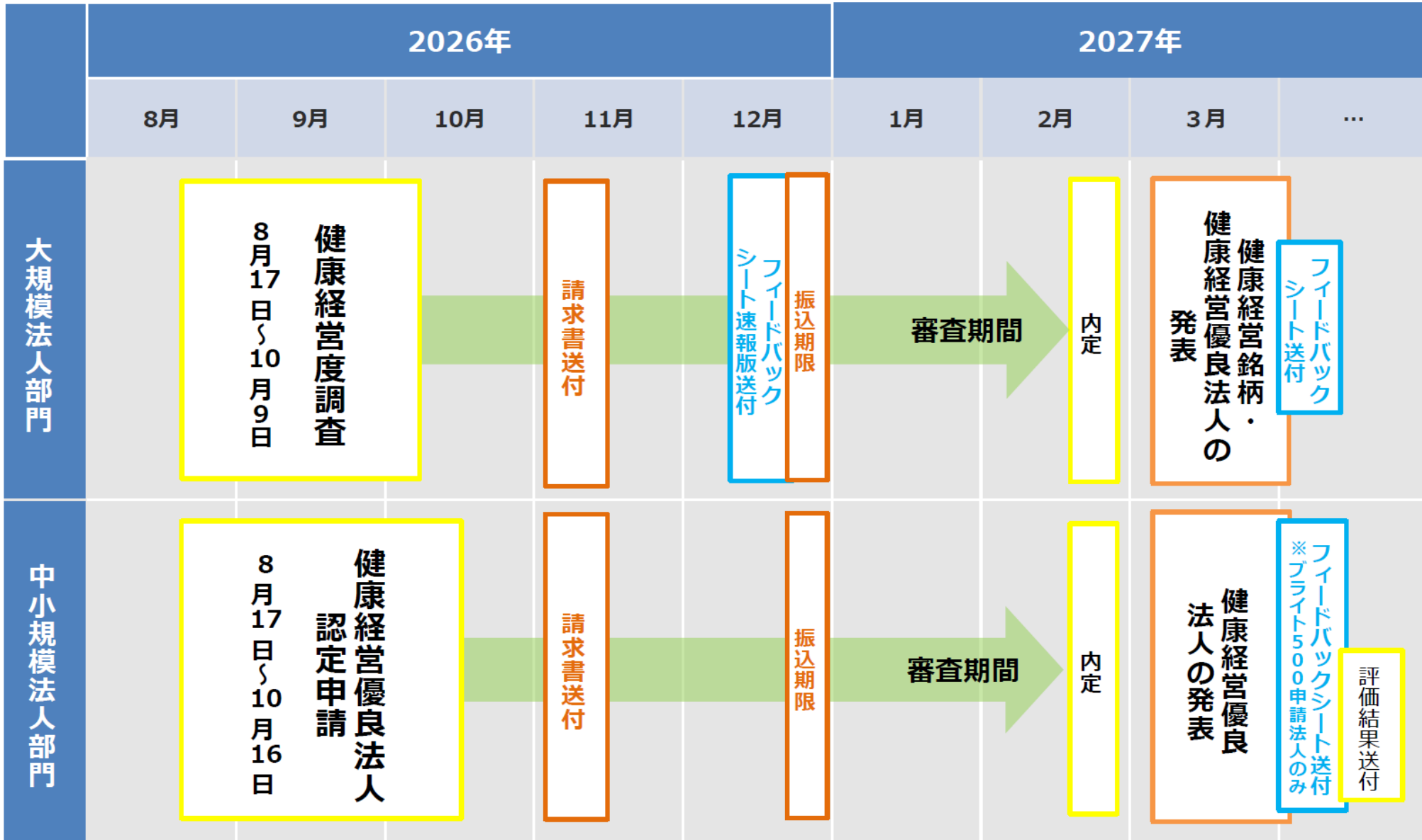
1. スケジュールと認定フロー	 2
2. 健康経営優良法人認定制度改定方針	 5
3. 令和7年度からの変更点	 7

1. スケジュールと認定フロー

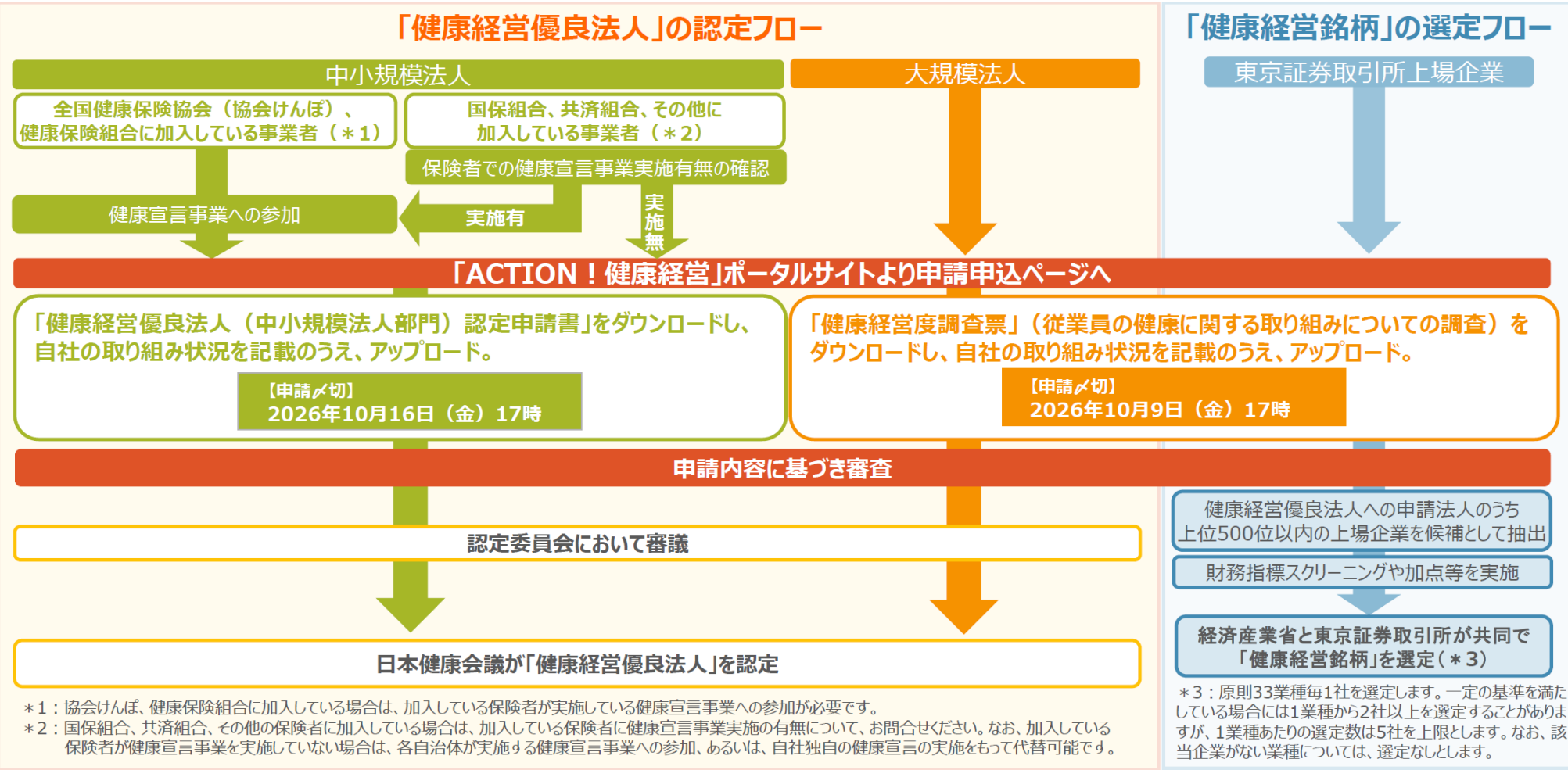
1. スケジュールと認定フロー

令和8年度健康経営顕彰制度のスケジュールについて

「健康経営銘柄2027」及び「健康経営優良法人2027」に係るスケジュールは、例年通り。



認定フロー



2. 健康経営優良法人認定制度 改定方針

回答負担の軽減

回答負担の軽減を改訂方針とし、設問内容が重複している個所は設問を統合、回答すべき事項が明確になる様、回答例などの見直しを進めた。

令和7年度

令和8年度

健康経営の
普及・定着

健康経営ガイドブックとの
整合を取るための設問改訂



回答負担軽減

今年度の改訂方針（案）

更に多くの企業に健康経営に取り組んでもらうために、調査票改訂においても、**回答負担の軽減**に取り組む。

【大規模法人部門】

- 設問内容の重複などを確認し、設問を統合
- 評価に使用していない設問などの削除

【中小規模法人部門】

- 回答事項が明確になる様、回答例などを見直し

健康経営度調査回答数、
健康経営優良法人への申請
数ともに増加。

但し、**設問数が多い・
回答負担が大きい**との声は
引き続き存在。

3. 令和7年度からの変更点

3. 令和7年度からの変更点

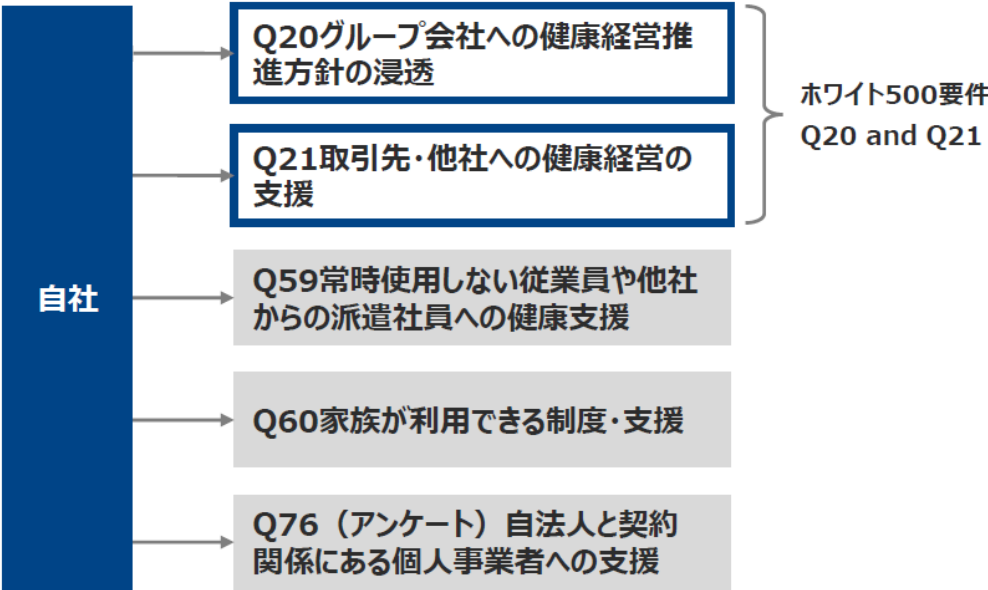
① 自社従業員以外への健康経営の普及・浸透（ホワイト500認定要件）

大規模

自社従業員以外への健康経営の普及・浸透については、企業間での健康経営の普及・支援に加え、他社からの派遣社員等や家族への健康支援を評価項目に追加。具体的な設問案は次頁以降に記載。

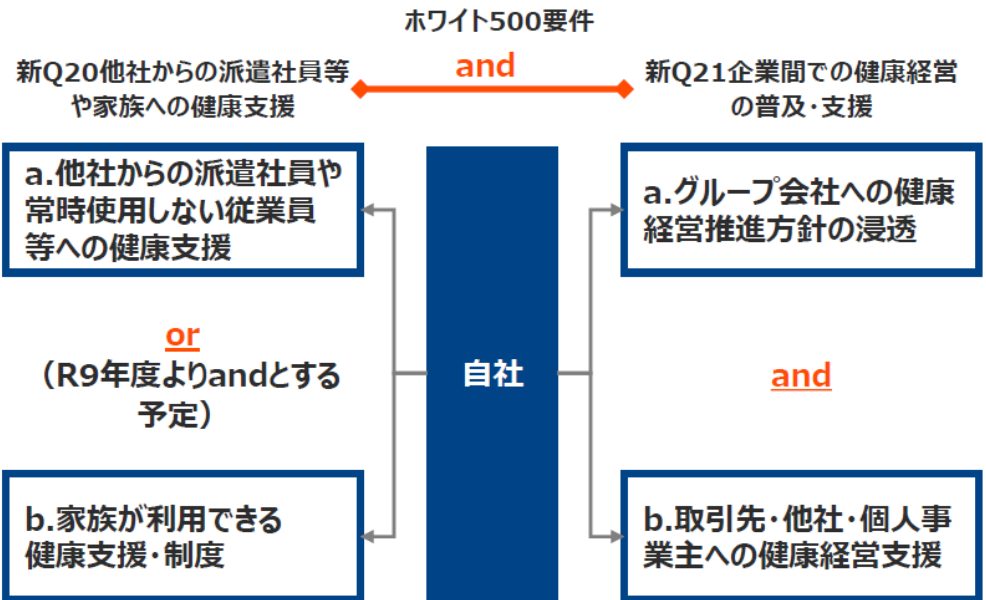
自社従業員以外への健康経営の普及・浸透（R7）

R7年度は、Q20グループ会社への健康経営推進方針の浸透、Q21取引先・他社への健康経営の支援をホワイト500の要件としていた。



自社従業員以外への健康経営の普及・浸透（R8案）

R8年度は、新Q20他社からの派遣社員等、**または**家族への健康支援を実施していること、新Q21グループ会社と取引先等への健康経営の普及・支援を実施していることを以って、ホワイト500の認定要件を満たすこととしたい。



3. 令和7年度からの変更点

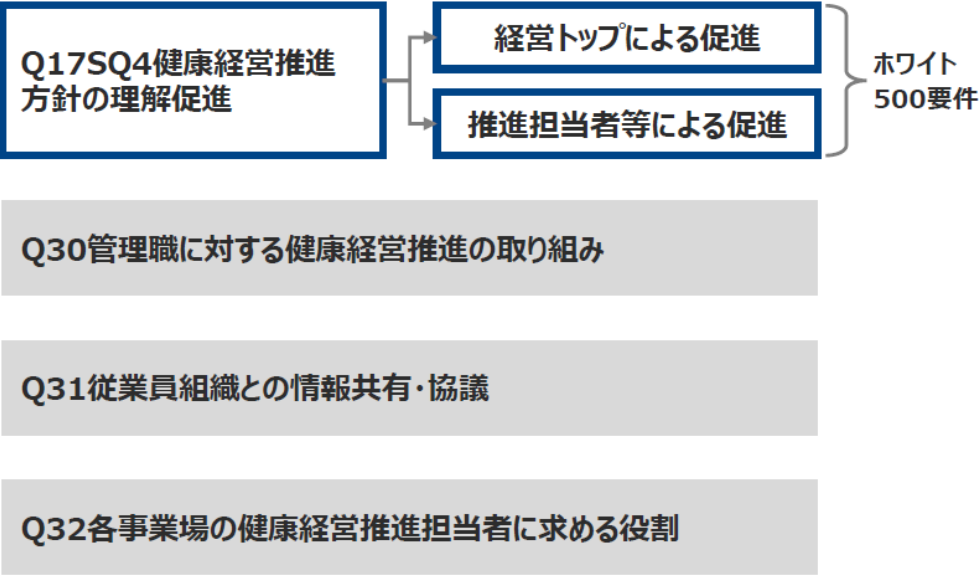
②従業員への健康経営の理解・促進（ホワイト500認定要件）

大規模

「1. 経営理念・方針」の評価項目「健康経営の推進方針の浸透」と「2. 組織体制」の設問「従業員への健康経営の理解・促進」の内容が重複していること受け、設問を再構成し、「2. 組織体制」の評価項目として「従業員への健康経営の理解・促進」を追加

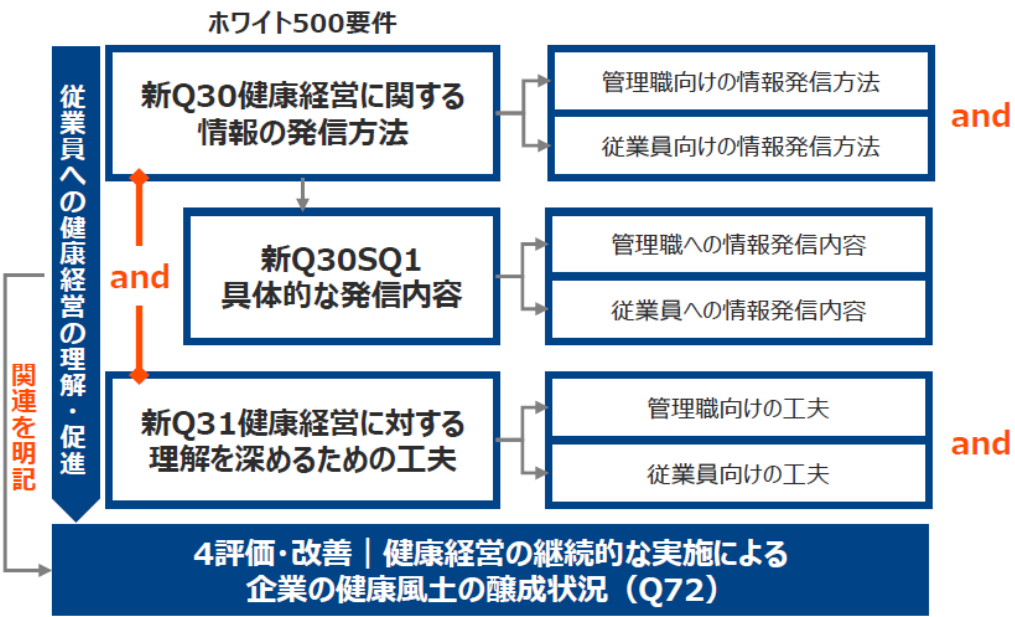
健康経営の理解・促進（R7）

R7年度は、自社での健康経営の浸透にあたり、Q17SQ4において、経営トップによる発信内容の深さ・健康経営推進担当者・管理職による取り組み内容を確認し、ホワイト500の認定要件としていた。また、Q30～Q32においても従業員への健康経営の理解・促進を別の設問として確認していた。



従業員への健康経営の理解・促進（R8案）

2. 組織体制の評価項目として「従業員への健康経営の理解・促進」へ設問を再構成。また、従業員への理解・促進だけでなく、社内での健康経営に対する理解の把握も重要である旨を追記し、4. 評価・改善（組織全体に影響する効果検証）のQ72健康経営の継続的な実施による企業の健康風土の醸成状況との関連を明記。



3. 令和7年度からの変更点

③健康経営の方針等の社内外への発信（必須要件 該当設問の変更）

大規模

「1. 経営理念・方針」の評価項目「健康経営の方針等の社内外への発信」（必須要件）の該当設問をQ18SQ4（健康経営の目的と体制の開示媒体）から、Q18SQ5（健康経営の推進について一元的に記載している媒体とURL）へ変更。

評価項目「健康経営の方針等の社内外への発信」該当設問（R7）

大項目	中項目	小項目	評価項目	該当設問	大規模	銘柄・ホワイト500
1. 経営理念・方針	健康経営の戦略、社内外への情報開示	健康経営の方針等の社内外への発信	健康経営の方針等の社内外への発信	Q17 & Q18(a) & Q18SQ4	必須	
		健康経営の推進方針の浸透	健康経営の推進方針の浸透	Q17SQ4	-	必須
		従業員パフォーマンス指標及び測定方法の開示	従業員パフォーマンス指標及び測定方法の開示	Q18SQ3	-	必須
	自社従業員を超えた健康増進に関する取り組み	①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	Q20 & Q21	左記①～④のうち14項目以上	必須

評価項目「健康経営の方針等の社内外への発信」該当設問（R8案）

開示している媒体数の多寡を問う趣旨ではないため、該当設問をQ18SQ5へ変更。

大項目	中項目	小項目	評価項目	該当設問	大規模	銘柄・ホワイト500
1. 経営理念・方針	健康経営の戦略、社内外への情報開示	健康経営の方針等の社内外への発信	健康経営の方針等の社内外への発信	Q17 & Q18(a) & Q18SQ5	必須	
		健康経営の推進方針の浸透	健康経営の推進方針の浸透	Q17SQ4	-	必須
		従業員パフォーマンス指標及び測定方法の開示	従業員パフォーマンス指標及び測定方法の開示	Q18SQ3	-	必須
	自社従業員を超えた健康増進に関する取り組み	①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	Q20 & Q21	左記①～④のうち14項目以上	必須

★

SQ5. (Q(a)または(b)でいずれか開示とお答えの場合) 健康経営の推進について最も一元的に記載している媒体の名称と、そのURLをご記入ください。

- ◆健康経営の推進に関する会社全体の目的・体制の記載が無い場合、不適合となります。
- ◆URL欄にはURLを1つのみご回答ください。サイト構成の都合で目的と体制の掲載URLが分かれている場合のみ、URL欄①に目的、②に体制が開示されているURLをご回答ください。URL以外の説明等は記入しないでください。
- ◆健康経営銘柄選定の際には、SQ1<d健康経営の取り組みによる効果>の内容について、ご記入いただいたURLを確認します。最も一元的に記載している媒体以外でそれらの内容を開示している場合、そのURLを「その他媒体URL」欄にご記入ください。
- ◆Q6で選択肢「1」～「3」を選択している場合、それぞれの場合に応じて、当該設問へのご回答を公開する予定です。

媒体の名称	
URL①	
URL②	

◆「その他媒体URL」は、該当する場合のみご記入ください。

その他媒体URL	
----------	--

3. 令和7年度からの変更点

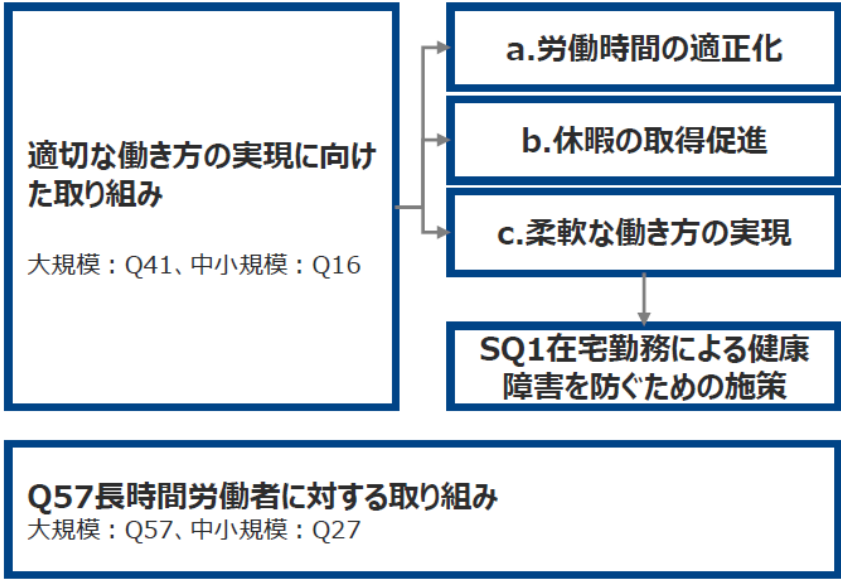
④適切な働き方の実現/⑤長時間労働者に対する取り組み（評価項目名変更）

大規模
中小規模

適切な働き方の実現と長時間労働者に対する取り組みを、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みと長時間労働の予防と事後対応へ設問を再構成。設問の再構成に伴い、認定要件の評価項目名を変更。

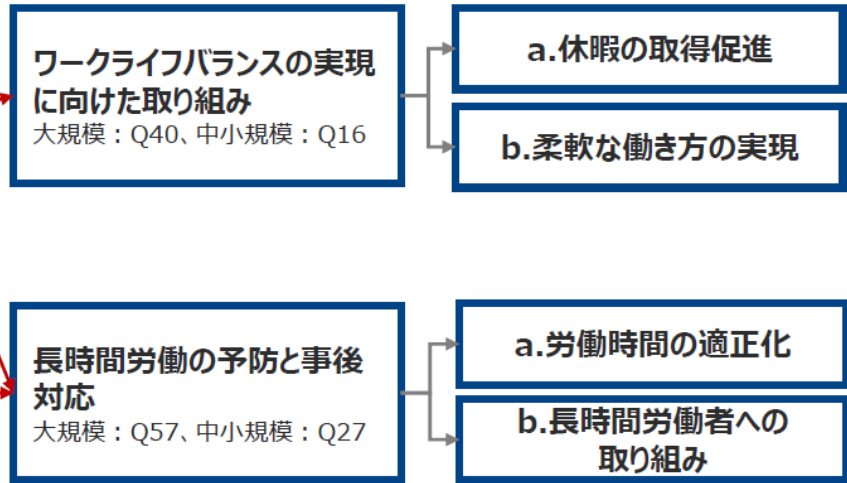
適切な働き方の実現と長時間労働者への対策（R7）

R7年度は、適切な働き方の実現に向けた取り組みとして、a労働時間の適正化、b休暇の取得促進、c柔軟な働き方の実現を確認。別途、長時間労働者への取り組みを確認。



ワークライフバランスの実現と長時間労働の予防と事後対応（R8案）

R8年度は、適切な働き方の実現と長時間労働者に対する取り組みを「ワークライフバランスの実現に向けた取り組み」と、「長時間労働の予防と事後対策」へ再構成。



3. 令和7年度からの変更点（経済産業省の政策との連動を踏まえた改訂）

睡眠に関する取り組み【設問新設】

大規模

睡眠に関する取り組みについては、従業員の生産性低下防止のための取り組みの一部として取り組み内容を確認していたが、政策的に取り組みを推進されることを踏まえ、設問を新設。

睡眠関連商品及びサービスの有効性評価に関するガイドライン
第1版 2026年3月3日
一般社団法人睡眠ヘルスケア協議会 | 一般社団法人Sleep Innovation Platform



Q55. 睡眠障害や睡眠の質向上に向けた取り組み 設問案

Q55. 従業員の睡眠の質向上のために、どのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）

	1 リフレッシュルームや仮眠室を設置している
	2 パワーナップ等仮眠制度を導入している
	3 執務室内の照明を工夫している（サーカディアン照明の設置、昼食後の消灯等）
	4 SAS検査を実施している（費用補助を含む）
	5 睡眠改善や休憩取得を促すアプリ等を利用できるようにしている
	6 睡眠改善を目的としたウェアラブルデバイスを配布している（費用補助を含む）
	7 産業医・臨床心理士・保健師等による睡眠関連指導を実施している
	8 その他
	9 特に行っていない

3. 令和7年度からの変更点（経済産業省の政策との連動を踏まえた改訂）

PHRを活用できる環境整備【設問改訂、及び中小アンケート追加】

大規模
中小規模

中小規模法人部門において、健康経営の一環としてPHRを活用できる環境の整備状況を確認できるようアンケート設問を新設。
大規模法人部門と中小規模法人部門で設問・選択肢を一致させるため、設問・選択肢を改訂。

【大規模法人】Q39.PHRを活用できる環境整備 改訂案

- Q39.従業員が健康診断の結果や歩数・食事記録などのライフログ（PHR）をアプリやWeb上で確認・利用できるサービスを企業として導入していますか。（いくつでも）
- ◆第12回健康経営ワーキンググループ資料にて、PHR活用の方針について記載しておりますので、ご確認ください。
https://www.metiso.jp/shingikai/mono_info_service/kenko_invo/kenko_toshi/012.html
 - ◆企業によるPHRサービスの活用について、こちらをご参照の上でご回答ください。⇒ [【補足説明】](#)
 - ◆本設問は法人が従業員のPHRを、必ずしも個人が特定できる状態で取得することを前提としたものではありません。
 - ◆貴法人もしくは健康保険組合等保険者が費用を負担した上で、従業員のサービス利用を促す取り組みを行うことを前提としています。
 - ◆保険者側が主体の取り組みのため、特定保健指導におけるPHRの活用は除きます。
 - ◆ストレスチェックに関するサービスは除きます。
 - ◆「ACTION健康経営」ポータルサイトの「PHRサービス」から、PHRサービスと提供事業者のリストがご確認いただけます。
詳しくは下記サイトをご確認ください。
<https://phr-s.org/contents/health-management/>

	1 PHRを記録・閲覧できるサービス等を従業員に提供している
	2 PHRに基づき健康増進につながるアドバイス・提案を行うサービス等を従業員に提供している
	3 従業員の健康増進に資する行動を促すための施策にPHRサービスを活用している (社内イベントの実施や、行動変容へのインセンティブ付与施策など)
	4 従業員が自身のPHRを専門職・医療職に共有し相談できる体制を整えている
	5 導入していない

S01.（Qで「1」～「4」とお答えの場合）
貴法人において、具体的に導入しているPHRサービス名、提供事業者名をお答えください。
◆当設問は評価に使用しません。
◆複数導入している場合は、利用率の高いサービス名をお答えください。

①PHRサービス名	
②提供事業者名	

S02.（Qで「1」～「4」とお答えの場合）
サービスを提供する事業者からデータを受け取り、そのデータを集計・分析することにより部署ごとや会社全体としての従業員の健康状況を把握した上で、どのような活用を行っていますか。（いくつでも）

- ◆当設問は、貴法人が自ら行った分析・活用に関する取り組みについてお答えください。
健康保険組合等保険者単独での取り組みは除きます。
- ◆サービス提供事業者が、回答者の同意(第三者提供同意取得)を得て、回答データそのものを法人へ提供し、法人側でデータの集計・分析する場合も含みます。

	1 PHRサービス提供者から受け取ったデータを用いて、実施した施策の効果検証を行っている
	2 PHRサービス提供者から受け取ったデータを用いて、次年度以降の施策検討を行っている
	3 PHRサービス提供者から受け取ったデータを保険者と共有し、保険者と協働で施策の検討を行っている
	4 その他
	5 集計データは活用していない

【中小規模法人】Q50.PHRを活用できる環境整備 アンケート新設案

- Q50.従業員が健康診断の結果や歩数・食事記録などのライフログ（PHR）をアプリやWeb上で確認・利用できるサービスを企業として導入していますか。（いくつでも）
- ◆第12回健康経営ワーキンググループ資料にて、PHR活用の方針について記載しておりますので、ご確認ください。
https://www.metiso.jp/shingikai/mono_info_service/kenko_invo/kenko_toshi/012.html
 - ◆企業によるPHRサービスの活用について、こちらをご参照の上でご回答ください。⇒ [【補足説明】](#)
 - ◆本設問は法人が従業員のPHRを、必ずしも個人が特定できる状態で取得することを前提としたものではありません。
 - ◆貴法人もしくは健康保険組合等保険者が費用を負担した上で、従業員のサービス利用を促す取り組みを行うことを前提としています。
 - ◆保険者側が主体の取り組みのため、特定保健指導におけるPHRの活用は除きます。
 - ◆ストレスチェックに関するサービスは除きます。
 - ◆「ACTION健康経営」ポータルサイトの「PHRサービス」から、PHRサービスと提供事業者のリストがご確認いただけます。
詳しくは下記サイトをご確認ください。
<https://phr-s.org/contents/health-management/>

	1 PHRを記録・閲覧できるサービス等を従業員に提供している
	2 PHRに基づき健康増進につながるアドバイス・提案を行うサービス等を従業員に提供している
	3 従業員の健康増進に資する行動を促すための施策にPHRサービスを活用している (社内イベントの実施や、行動変容へのインセンティブ付与施策など)
	4 従業員が自身のPHRを専門職・医療職に共有し相談できる体制を整えている
	5 導入していない

S01.（Q50で「1」～「4」とお答えの場合）
貴法人において、具体的に導入しているPHRサービス名、提供事業者名をお答えください。
◆複数導入している場合は、利用率の高いサービス名をお答えください。

①PHRサービス名	
②提供事業者名	

3. 令和7年度からの変更点（経済産業省の政策との連動を踏まえた改訂）

健康投資額の確認【アンケート新設】

大規模

企業の健康投資額について、政策的な観点から実態把握が求められていることを踏まえ、アンケート設問（配点なし）として健康投資額を確認する設問を新設。

Q76.健康経営の推進に係る投資額

成長戦略においてデジタルヘルスサービスの国内市場拡大を目標に掲げていることを踏まえ、企業の健康投資額の実態把握を目的としています。回答にご協力ください。
グループ会社合算で本調査に回答している場合（Q2で「2」自社およびグループ会社の合算で回答、「3」国内全連結グループ会社で回答を選択）、主たる法人の健康投資額について回答ください。

Q76.2025年度の健康経営の推進に係る投資額について、ご回答ください。
◆千円単位で四捨五入し、千円未満の場合は回答欄に「0」を記載ください。

対象法人名 (法人格含む)		
健康投資額 (総額)		千円

SQ1.（Qで健康投資額（総額）をお答えの場合）
2025年度の健康経営の推進に係る投資額として把握している費目は、下表にご回答ください。
◆設備投資に係る減価償却費、人件費、外注費およびその他経費に区分してご回答ください。
◆複数項目にまたがり案分が不可能な経費については、主目的となる区分に寄せてご回答ください
例：法定検診経費とオプション項目に係る経費を区分できない場合など
◆外注費およびその他経費について、その施策自体を行っていない項目については「非実施」を選択ください。
◆集計していない費目については回答欄をblankとしてください。
◆「※」については、教育・研修費用は含まないでください。
◆ヘルシー料理教室や運動会などイベント開催に係る外注費は、それぞれ食生活改善や運動定着などの目的に応じて各項目に回答ください。
◆費目の考え方については健康投資管理会計ガイドライン16ページをご参照ください。
https://www.met.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkoukoushi_kanrikaikei_guideline.pdf

費目	概要	非実施	2025年度
人件費	産業医、保健師等産業保健スタッフ人件費 (外部委託を含む)		千円
	健康経営の推進に係る社内人件費 (従業員が健康経営施策に参加する時間に係る人件費は含まない)		千円
設備投資に係る減価償却費	健康に配慮したオフィス家具の設置費用・健康/米室に配慮した社会改修費用・休憩スペースの設置費用・運動機器設置費用・空気清浄機設置費用、喫煙室の設置または撤去費用、健康管理システムの構築費用等		千円

外注費・その他経費

法定健診実施にかかる費用	健診受診に関する費用		千円
	健康診断結果管理システム利用に関する費用		千円
保健指導等保険者とのコラボヘルスの実施に関する費用 (特定健診・特定保健指導を含む)			千円
健康増進に関する費用	ヘルスリテラシーの向上等の教育・研修費		千円
	食生活改善に関する取り組み費用※		千円
	運動の定着に関する取り組み費用※ (スポーツクラブなどの費用補助含む)		千円
	女性の健康保持・増進に関する取り組み費用※		千円
	高齢従業員の健康・体力状況に応じた取り組み費用※		千円
	感染症予防に関する取り組み費用 (手指消毒、予防接種 等)		千円
	喫煙率低下に向けた取り組み費用※ (禁煙指導などの費用補助含む)		千円
	ストレスチェック/心の健康の保持・増進に関する取り組み費用※		千円
	法定健診以外の任意検診・オプション検査費用補助費用		千円
	健康相談窓口設置に関する費用		千円
健康経営コンサルティングに関する費用 (健康課題の把握・エンゲージメントサーベイ・結果分析など)			千円
健康経営に関する社外開示に関する費用 (健康白書等冊子作成・ホームページ改修など)			千円

3. 令和7年度からの変更点（経済産業省の政策との連動を踏まえた改訂）

テーマ別ベストプラクティス選定【アンケート新設】

大規模
中小規模

健康経営の一環として企業に取り組んでほしい政策と親和性の高い項目を設定し、先進的かつ実効的な取り組み内容を収集・選定し公表するためのアンケート設問（配点なし）を新設。

大規模法人Q77./中小規模法人Q54.テーマ別ベストプラクティス選定

Q77.テーマ別ベストプラクティス選定へのエントリーをしますか。（1つだけ）

◆ベストプラクティス選定の条件として健康経営優良法人の認定が必須となります。

1 エントリーする	
2 エントリーしない	

SQ1.（Qで「1」とお答えの場合）以下の選択肢より取り組み分類を選択し、健康経営の取り組みの中で、特にアピールしたい独自の取り組みをご記入ください。

(a)取り組み分類			
1 女性の健康保持・増進に向けた取り組み			
2 仕事と介護・治療・子育ての両立支援の取り組み			
3 高齢従業員に配慮した健康づくりや職場環境整備の取り組み			
4 睡眠不調者の改善に向けた取り組み			
5 その他（上記に当てはまらない特徴的な取り組み）			
(a)取り組み分類		選択内容→	字数
(b)実施内容			###

SQ2.（Qで「1」とお答えの場合）SQ1で記載した取り組み内容において創意工夫した内容をご記入ください。

	0
--	---

SQ3.（Qで「1」とお答えの場合）SQ1で記載した取り組みの実施結果としてどのような結果がえられたか、取り組み実施前後の変化がわかるようにご記入ください。

◆可能な限り実施前後の定量的な数値変化もあわせて記入ください。

取り組み実施前の状態		0
取り組み実施後の状態		0

SQ4.（Qで「1」とお答えの場合）以下の認定等の状況をお答えください。

◆現時点での認定状況についてお答えください。過去の認定は除きます。

	1 トライくるみん		2 くるみん		3 プラチナくるみん
	4 えるぼし（1～3段階目）		5 プラチナえるぼし		6 えるぼしプラス（1～3段階目）
	7 プラチナえるぼしプラス		8 スポーツエールカンパニー2026		
	9 食育実践優良法人2026		10 令和7年度なでしこ銘柄		
	11 令和7年度がん対策推進優良企業				
	12 その他				
	13 いずれの認定も取得していない				

3. 令和7年度からの変更点（経済産業省の政策との連動を踏まえた改訂）

ライフデザイン経営の認知【アンケート新設】

大規模

経済産業省が推進するライフデザイン経営に関する現時点での認知などを把握するため、アンケート設問（配点なし）を新設。

Q80.～Q82. ライフデザイン経営の認知

ライフデザイン経営
社員がキャリアとライフを両立し、充実したライフデザインを実現できる環境を提供することで、人材の能力を最大限に引き出し、企業価値向上につなげる経営の在り方のこと。
※企業がライフデザイン支援を行うことで、社員は、働きがいと働きやすさを感じながらキャリアとライフの両立を図ることができ、個人のウェルビーイングの向上とともに、社員の活躍による生産性向上等により企業価値向上にもつながることが期待できます。
※ライフデザイン経営とは：https://lifestage-service.go.jp/articles/lifedesign_explanation_04/

Q80. ライフデザイン経営について知っていますか。（1つだけ）

- 1 内容を知っている
- 2 内容は知らないが、聞いたことがある
- 3 聞いたことがない

☐

Q81. ライフデザイン経営の必要性についてどのように考えますか。（1つだけ）

- 1 必要
- 2 どちらかというと必要
- 3 どちらかというと必要ない
- 4 必要ない

☐

Q82. 以下はライフデザイン経営の主要素を記載しています。以下の中から
取り組んでいるものを選択してください（いくつでも）。
◆どれも取り組んでいない場合は、「12」を選んでください。

☐	1 ライフデザイン支援に取り組むメッセージなどを経営層から発信している
☐	2 担当部署を設置したり、役員や担当者の役割に明示的に位置づけるなど、ライフデザイン支援を行う体制を作っている
☐	3 多様なライフデザインを実現したいという従業員が活躍できるような人材戦略を進めている
☐	4 ライフデザイン支援の充実のため定量的な指標を設定し、施策のPDCAを回している
☐	5 ライフデザインに資する制度や福利厚生などの支援策等について、従業員にプッシュ型で情報提供や研修を行っている
☐	6 管理職に向けて、従業員のライフデザイン支援に関する研修機会を設けている
☐	7 若い世代を含めた従業員を対象として、キャリアとライフに関する個人の計画や展望について、考える機会を提供している
☐	8 従業員のライフデザインについて、個別に相談の場を設ける等により、その実現を支援している
☐	9 外部サービスの活用や専門家による相談等を含め、ライフデザインに関する相談先や窓口の紹介等を行っている（有償・無償を含む）
☐	10 同僚やロールモデルとなるコミュニティ等を社内で形成するなど、ライフデザインについてコミュニケーションできる場を提供している
☐	11 その他
☐	12 ライフデザインを支援するような取組は、実施していない